

北海道長沼町の生涯学習によるまちづくり

Hokkaido Naganuma Town Planning and life learning

谷 川 松 芳*

TANIKAWA, Matsuyoshi

はじめに

北海道長沼町は、空知管内の南東部に位置し、北海道庁のある札幌市から40キロほど離れ、千歳市、恵庭市、北広島市、栗山町、南幌町、由仁町に隣接する開基119年の人口12,664人（2005年10月1日現）のまちである。石狩川下流に位置するため有史以来70数回の水害に見舞われてきた低地帯であるが水稻農業を中心に発展してきた純農村のまちである。減反や転作の影響などから現在では野菜や切花などの園芸農業に変わりつつある農村景観の美しいのどかなまちである。

このような農村型のまちにおける生涯学習推進計画について、筆者の17年間の社会教育実践の取り組みから述べてみることにする。

長沼町の生涯学習推進の具体的な取り組みは、1990年に長沼町教育委員会から社会教育委員会に出された「生涯学習の推進体制づくりについて」の諮問から始まる。そして、翌年の1991年6月に答申書が出された。答申書では、次の5つの具体的推進項目について答申された。それは、①長沼町生涯学習推進本部を設置すること、②長沼町生涯学習推進協議会を組織化すること、③生涯学習推進のための施設整備の充実と活用を図ること、④指導者の発掘養成を図ること、⑤まちづくりは人づくりからという行政施策と整合性を図ることであった。

この答申書策定作業は、1990年に文部省（現在は文部科学省）及び北海道教育委員会の「生涯学習のまちづくり事業」のモデル指定事業と平行しながら進められた。第一回の策定委員会では、少し乱暴な手法であったが諮問テーマである「生涯学習の推進体制づくりについて」のタイトルのみで、行政では珍しい白紙議案から長沼の生涯学習推進について議論されている。策定委員会は全体会2回、小委員会6回の8回の委員会が開催され、生涯学習の意義や目的、社会教育との関わり、行政としての推進方策などについて話し合われ、1年間の策定期間を経て教育委員会へ答申した。

これを受けた教育委員会では、答申書を尊重し今後の生涯学習推進の基本的な方針と決め、具体的事業に取り組むことになった。

*長沼町教育委員会

答申の柱でもある生涯学習推進体制づくりについては、1991年に「長沼町生涯学習推進本部」が設置された。本部長には長沼町長とし、副本部長には長沼農業協同組合長、長沼町商工会長、長沼町助役、収入役、長沼町教育委員会教育長とし行政関係機関と民間団体の協働体制として組織化された。さらに、推進本部の附属機関として、「長沼町生涯学習推進協議会」が設置され、協議会委員は社会教育関係団体及び町内の関係機関と全町的な組織の代表者で構成された。しかし、生涯学習推進本部及び推進協議会は、行政内部の生涯学習に対する共通理解や民間との連携の難しさなどから多くの課題を抱え組織としての機能を十分発揮することができなかった。

一方、指導者の発掘養成と「まちづくりは人づくりから」という行政施策の推進に当たっては、町民の主体的な学習活動を支援することを行政の役割とし「長沼町未来をひらく人づくり基金条例」が制定された。生涯学習推進のための施設整備や指導者の発掘養成については、概ね計画に基づき推進されたといえる。特に注目される事業としては、未来をひらく人づくり研修事業があげられる。この研修事業は、町民が必要とする課題解決のための学習や研修を自ら企画し実践する事業である。モデル指定を受けた1990年から事業が開始され現在まで165人が自己研修に取り組み、それぞれの生活や職業、ボランティア、地域活動などの分野で研修の成果を生かし大変素晴らしい活動を展開し、現在の長沼づくりの大きな原動力になっている。まちづくりは人づくりからという生涯学習推進目標に向けた取り組みをしている事業の一つであるといえよう。また、生涯学習の普及事業としては1990年から生涯学習だより「まなびあい」（年6回発行で現在は第91号）を発行し「生涯学習は町民の主体的学習活動」であるという意識変革を図ってきた。

他方、教育委員会では、このモデル事業の推進と合わせながら1997年に長沼町第4次社会教育中期計画（1997年～2001年の5ケ年）を策定した。この第4次社会教育計画では、第5次の社会教育中期計画を策定せず、町長部局の総合行政として長沼町生涯学習推進計画を策定し、その計画に社会教育を位置づけることとした。つまり、教育行政としての社会教育は町民の生涯学習活動の一つと位置づけることを5年前から計画的に準備してきたといえる。この頃は生涯学習と社会教育の関わり方や捉え方が行政関係者は勿論のこと町民の中でも混乱していた時期であったが、長沼町では生涯学習と社会教育を棲み分けし、生涯学習の一分野として町民の主体的社会教育実践の蓄積と歴史を生涯学習推進計画の中で継承することにした。

準備期間も含め1989年から2001年の12年間にわたり生涯学習の目的や必要性などの普及に努めるとともに町民の社会教育実践とモデル事業で取りあげながら解決できなかった反省を踏まえ行政全体に関わる計画として「第1期長沼町生涯学習推進計画」を策定した。

さらに、計画策定にあたっては、北海道大学高等教育機能開発総合センターの木村純教授が述べている生活拡充共生型の生涯学習（狭義の生涯学習）と継続教育型の生涯学習（職業的リカレント学習、公共的リカレント教育）（注1）を生涯学習推進計画の基本的方策とした。第4次社会教育計画では取り組むことができなかった職業教育や企業内教育、生活環境・安全など

の分野を含め、生活拡充共生型と継続教育型の生涯学習を推進することにした。そして、生涯学習推進計画は総合行政として取り組むため町長部局から発信する行政計画とした。

生涯学習推進計画のねらいは、町民の主体的学習活動の支援と推進を基軸とし、活力に満ちた町民によるまちづくりを進めることであり、内容としては、現状課題を整理し、今後、行政として取り組まなければならない項目を推進計画の重点目標とした。

現在は10ヶ年計画の4年目となり、基本計画後期の見直し作業中でもあり、推進計画の一部を補足しながら長沼町の生涯学習推進計画について報告するものである。

I 長沼町の生涯学習推進計画

1. 生涯学習推進基本構想

長沼町では、21世紀を展望した「第4期長沼町総合振興計画」(2001～2010年の10ヶ年)が2001年に策定され、重点目標に「緑豊かな田園文化都市をめざしたまちづくり」を進めることになった。さらに、総合振興計画の補完的計画として「第1期長沼町生涯学習推進計画」が策定された。その内容として、まちづくりは町民一人ひとりが心豊かで潤いのある生活を築くことができるような学習環境の整備や諸制度を見直し行政全体として町民の学習活動を支援することが盛り込まれている。

近年、長沼町内においても国内外の社会変化の影響により産業構造や地域が大きく変り、日常生活にさまざまな影響を与え、生活に関することから職業など、あらゆる分野で多くの課題を抱え、その課題解決のための学習活動が必要になってきている。その学習も趣味・教養の学習、文化やスポーツ、ボランティアなど生きがいを高めるものから職業能力開発や職業技術など専門的になっている。また、労働時間の短縮や高齢化社会の到来などにより、心の豊かさや充実した人生を送るための学習要求が多くなり、従来までの体制では対応できなくなってきた。特に長沼町内では、基幹産業の農業が減反、転作などの影響により農業者の生活をも脅かされるなどの状況になり、家庭生活はもとより地域のコミュニティ活動にも大きな変化をもたらした農村特有の地域課題を抱えている。農業問題の解決には国政レベルや北海道政との関わりもあり、町村独自の解決方策は厳しいものがあるが、農業者はかつて経験したことない新たな農業手段に取り組りくまなければならない状況になり、専門的な研修や学習要求が高まっていた。このようなことから農業を基幹産業にしているまちの地域課題解決のために、行政内部の横断的な連携や関係機関との連携を図り、町民一人ひとりの学習活動を積極的に支援するため第1期長沼町生涯学習推進計画が策定された。

2. 計画の名称・構成・期間

名称は、「第1期長沼町生涯学習推進計画」と称し、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成した。基本構想は、生涯学習社会の実現に向けた基本的施策を明らかにするもので、2001年から2010年までの10年間とし、「第4期長沼町総合振興計画」との整合性を図りながら進める。基本計画は、基本構想に基づき、本町の生涯学習の主要施策や具体的方針を明らか

にするものであり、期間は、前期を2001年から5年間、後期を2006年からの5年間とした。実施計画は、基本計画に基づいた施策を実現するための計画で計画期間は3年とし、取り巻く環境や社会情勢の変化をふまえて毎年見直すこととした。

3. 生涯学習の推進体制づくり

町民の生涯学習活動を知識や教養及び職業の技術や技能など日常生活や生きがいを高めるための学習とし、その学習は自発的意思に基づき、自分に適した手段や方法を選択し、生涯にわたって行われる学習活動とした。この学習は、職業能力を高める学習から、趣味、レクリエーション、芸術文化、スポーツ、ボランティア活動など日常生活のすべての分野に関わる学びとし、家庭や学校、職場や地域などあらゆる場で行われるものであることを明文化した。そのため、長沼町においては、2001年4月に「長沼町生涯学習推進条例」(資料1)を制定し、同年6月に1991年に設置された長沼町生涯学習推進本部要綱を廃止し、新たに行政の内部組織として「長沼町生涯学習推進本部」を設置した。生涯学習推進条例では、町民の学習活動を支援することが行政の役割であることを明らかにした。また、生涯学習推進計画は、町民の代表者や関係機関と連携しながら策定すること、さらに、生涯学習の推進にあたっては町民の代表者からなる生涯学習推進協議会を設置し、推進の方策や調査研究などを行うことが制度化された。推進条例は、次の資料1のとおりである。

(資料1) 長沼町生涯学習推進条例 (抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町民一人ひとりが自発的な意思に基づき、生涯にわたって行われる日常生活の向上や職業能力開発及び地域福祉などの学習活動を積極的に推進することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 生涯学習の推進に当たっては、学習の担い手が町民であることを認識し、その自主性と創造性が発揮されるよう配慮しなければならない。</p> <p>(支援等)</p> <p>第3条 生涯学習の推進は、町の総合施策に位置付けし、町民の生涯学習活動を支援するものとする。</p> <p>2 生涯学習の実践に当たっては、関係機関及び関係団体等との連携を図りながら推進するものとする。</p> <p>(策定委員会)</p> <p>第5条 推進計画を策定するため、長沼町生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 策定委員会は、町長の諮問に応じ、推進計画策定に関し、必要な調査及び審議を行う。</p> <p>3 策定委員会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>(委員の委嘱と任期)</p> <p>第6条 策定委員会の委員は、生涯学習に関し、識見を有するものうちから町長が委嘱する。</p> <p>2 策定委員会の委員の任期は、推進計画に係る答申をもって終了する。</p> <p>(推進協議会)</p> <p>第9条 推進計画に基づく、生涯学習活動の推進と総合的な連絡調整を図るため、長沼町生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町内の関係機関及び関係団体の長の推薦する者</p> <p>(2) 生涯学習に識見を有する者</p> <p>3 協議会の委員は、30人以内で組織する。</p> <p>4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(任務)</p> <p>第10条 協議会は、生涯学習活動を実践するため、次の任務を行う。</p> <p>(1) 生涯学習活動の実践に関する連携及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の実践活動に関する調査、研究に関すること。</p> <p>(3) その他生涯学習の実践活動に必要な事項に関すること。</p>
--

4. 生涯学習社会をめざして

今日、長沼においても農業形態や地域社会、家庭生活なども大きく変化し、町民のライフスタイルや地域のコミュニティ活動なども大きく変わってきている。町民が社会の変化に応じながら生きがいのある充実した日常生活を築くための学習要求や生活の拠点である地域社会づくりに関する学習要求も多くなっている。他方、国内的には、学歴偏重社会を是正し学習したことが適切に評価されるような社会的意識の形成が求められている。教育の重要な部分を担ってきた学校が、地域に開かれた学校として、総合的な学習の時間の創設など「生きる力」を育む特色ある教育活動を展開し、生涯学習体系への移行を進めている。このようなことから、家庭教育、学校教育、社会教育、職業教育などが互いに連携し、それぞれ教育機能や学習活動が相互に関連し、自由に選択し、必要とする学習活動が連続・継続して行うことのできる体制への移行が急務となっている。そして、何よりも学んだことや実践的活動などが地域社会から認められる学習社会づくりが必要となっている。さらに、今までの教育体系を見直し、新たなシステムづくりや時代に対応できる社会づくりが求められている。

これらの社会の仕組みの変化は、時代の潮流であり多様なライフスタイルをも変容させていくものと考えられる。そして、これからは、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場において行われる教育事業や人々の自主的な教育、文化、産業、地域づくり、ボランティア活動などが問われる社会となり「なにをどれだけ学んだか」「なにをどれだけ実践しているか」が評価される社会へと移行していかなければならない。生涯学習社会とは、「学歴社会」から「学習歴社会」への移行ともいわれ、人生の初期の学習機会に偏ることなく、生涯にわたって、さまざまな領域において行われる学習活動が認められ、その学習成果が認められる社会のことであり、そのために町民も早い時期から将来の社会を予測し、子どもの教育や自分の生き方を構築する必要がある。

5. 長沼町がめざす生涯学習の推進

(1) 自分づくりの学習活動の推進

長沼町における生涯学習推進の第一の目的は、町民一人ひとりの生涯にわたる学習活動を推進することである。町民が自己の確立や生きがいを高めるための学習方法や手段を自ら選択し、主体的に取り組むことを生涯学習推進の基本とした。長沼町の総合振興計画では「いきいきとした心豊かな町民を育む生涯学習の推進」を目標とし、町民一人ひとりが心身ともに健康的で充実した生活と生きがいを高めるための教育事業や人材育成事業を推進することが計画化されている。また、町民が生涯の各時期に必要な学習を適時に経験できるような教育体系の再編成や町民が求める学習機会や場の充実などに努め、町民の生涯学習活動を支援していくこととした。また、町民一人ひとりの充実感や生きがいは、生活の拠点である地域社会のあり方とも深く関わり、美しく住みやすい活力に満ちたまちづくり活動などに積極的に参加することを期待した。

長沼町では、生涯学習推進の根幹に関わる「自分づくりの学習活動」を推進するため、1990年に「長沼町未来をひらく人づくり基金条例」(資料2)を制定し、町民の自己研修制度を確立した。この制度は、従来までの研修制度を改め、研修しようとする町民自身が企画実施することを原則とし、海外研修は50万円、国内研修は10万円、北海道内研修は3万円まで補助金を受けることができる。2005年までの15年間で海外83人、国内77人、北海道内5人の合計165人の町民が積極的に研修し今では町内外のさまざまな分野で活躍している。

(資料2) 長沼町未来をひらく人づくり基金条例 (抜粋)

<p>(設置)</p> <p>第1条 長沼町の未来を担う人づくりのため、長沼町未来をひらく人づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、1億円及び別表に掲げる指定寄附金とする。ただし、当該1億円が当該額に達するまでの間は、毎年度予算の定めるところにより積み立てるものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 第1条に定める目的を達成するため、運用収益の範囲内において、予算の定めるところにより、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 未来をひらく、豊かな自己形成を図るための研修事業 (2) 未来の町づくり、地域づくりを推進するための研修事業 (3) 未来の産業おこしをするための研修事業 (4) 未来の教育・芸術・文化・スポーツの振興を図るための研修事業 (5) その他未来をひらく人づくり推進に必要な研修事業
--

長沼町未来をひらく人づくり基金条例施行規則 (抜粋)

<p>(委員会)</p> <p>第2条 条例第6条の規定による長沼町未来をひらく人づくり委員会(以下「委員会」という。)は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員会の委員は、関係機関、団体及び知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(委員会の職務)</p> <p>第5条 委員会は、町長の要請に応じ条例第4条各号に掲げる研修事業(以下「人づくり事業」という。)の円滑なる推進について、内容を審議し、又は意見を具申するものとする。</p> <p>(対象事業)</p> <p>第6条 人づくり事業は、将来にわたって積極的な町づくりに寄与する人材を育成するための各種研修事業とする。</p> <p>(補助額等)</p> <p>第8条 町長は、前条第2項により補助対象事業として決定したときは、申請者に対し、毎年度予算に定める範囲において補助を行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する補助額は、決定を受けた人づくり事業に要する経費(以下この項において「対象事業費」という。)に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額以内とする。ただし、町長が特に必要と認められた人づくり事業については、この割合を超えて補助することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国内における人づくり事業 対象事業費の7割以内 (2) 海外における人づくり事業 対象事業費の8割以内

(2) 町民憲章と「緑豊かな田園文化都市」の具現化

生涯学習推進のもうひとつの目的は、長沼町民憲章の具現化と総合振興計画の「町のめざす姿」に向けた取り組みを推進していくことである。長沼町のめざす姿としては、①美しく豊かな人と田園が光るまちづくり。②快適な自然共生のまちづくり。③盛んな交流のある田園文化交流拠点のまちづくりとした。このようなことから、生涯学習の推進を従来の社会教育の延長ととらえるものではなく行政の各部署で行われている教育、学習事業を包含し、さらに、各

種機関、団体の教育的事業も考慮しながら総合行政として生涯学習を推進することとした。

(3) 生涯学習推進の重点目標

生涯学習を効果的に進めるため、現在の教育システムを体系的に整理、統合する必要があった。そのため、教育的機能と学習的機能からとらえ直し、生涯学習社会を目指す教育体系を総合的に再編成することとした。学習しようとする者が他者または学校や社会教育関係団体及び職場などで行われる教育を教育的機能とし、町民の主体的な学習を学習的機能と大別した。そして、町民の個性的で多様な生き方が尊重されるような地域づくりに取り組み、さらに、学習した成果が適切に評価され、町民が相互に認め合うような長沼づくりをめざすこととした。

この推進計画は、あらゆる教育機能を高め、さまざまな学習活動を充実発展させることと、生涯学習の推進を総合行政として横断的に取り組むことを基本的方針とし、生涯学習推進の重点目標を次の3つとした。

重点目標 1 「いきいきとした教育をめざして」

重点目標 2 「はつらつとした学習活動をめざして」

重点目標 3 「希望をかなえる生涯学習をめざして」

①重点目標1 「いきいきとした教育をめざして」

家庭内での子どもに対する教育、組織的体系的に行われている学校教育、広く地域社会で行われている社会教育、企業などで行われる職能教育、時代の要請に応じて行われている職業訓練、民間教育事業として行われている文化活動、健康づくりなど、あらゆる教育的機能を生涯学習と位置づけることにした。また、社会人が再び学校教育を受けられるリカレント（循環）教育の充実を図るため、関係機関や企業とも連携し、多様化と選択の時代に対応した内容の学習コースを提供するなど、町民の学習意欲に応えるための柔軟な学習システムの整備を進めることをめざした。

②重点目標2 「はつらつとした学習活動をめざして」

町民の主体的な学習活動を学習的機能とし生涯学習推進の重点とした。それには、自然とふれあう野外活動、健康づくりやスポーツ活動、文化活動、国際交流、ボランティア活動などのさまざまな活動がある。これらの学習活動は自主的な団体活動と行政の連携により、学習者のニーズに応じた適切な学習機会を提供し、これらの活動の中から地域を見直し、視野を広め未来を拓く活力が生み出されることになるので、行政では、町民のはつらつとした学習活動を支援していくことをめざした。

③重点目標3 「希望をかなえる生涯学習をめざして」

学習プログラムの開発や町民への学習情報の提供、相談体制の充実、各種指導者の養成、生涯学習関連施設の整備、多様な学習成果の評価と活用場の確保などは総合的に推進していかなければならない。また、専門的で高度な学習要望に対応するため、学習情報の収集と活用、IT事業と連携した学習活動の拠点づくりなどを計画的に推進していく必要がある。今後は、関係機関や団体と連携し、生涯学習活動の諸条件の整備や推進体制づくりなどを計画的に進める

ことをめざした。

6. 生涯学習推進における行政の役割

長沼町の生涯学習を推進するため、すべての行政担当者が生涯学習への理解を深め、自ら担当する分野に生涯学習の視点を取り入れ、総合行政として取り組んでいくことが重要である。さらに、町民一人ひとりの心身の健康や生きがいづくり学習を支援していくことが行政の責務であることを認識し、これらの実現に向けて町民と行政の協働作業として取り組むことが必要である。また、生涯学習の推進は、極めて広範囲にわたり、行政全般に関わる多彩なものとなっているので、行政の各部局だけにこだわらず、学習者である町民の視点に立ち、部局間の連携や調整を図るなど、総合的に推進する必要がある。

7. 学習者である町民の取り組み

生涯学習は、いつでも、どこでも、だれでも自由に取り組むことができるものでなければならない。また、組織的に行われる学習活動だけではなく、個人的なスポーツ活動、芸術文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など幅広い活動の中でも行われている。

充実した人生を送るために、町民一人ひとりが身近なところから行動し、学習活動に取り組むことが望まれる。今後は、地域社会の一員として、自らの学習活動を地域に還元、還流されることが期待されている。また、将来の長沼町を担う子ども達のために、家庭、学校、地域が連携し、青少年が健やかに育つ地域環境づくりに努める必要がある。

21世紀の社会は、町民自らの学習活動で自己実現を図り、活動そのものが地域に生かされ、地域の発展に連動することが期待されている。生涯学習活動は、地域社会を構成する者としての役割を学習し、互いに学びあい、支えあい、温もりのあるまちづくりへと発展することも期待されている。学習者である町民に自発的でそれぞれの能力や技能にあわせた地域での実践的な活動が期待されている。

8. 生涯学習推進のスローガン

第1期長沼町生涯学習推進計画のスローガンは、「心豊かな自分づくり いきいきとした長沼づくり」とした。このスローガンは、長沼町の生涯学習推進の目的を町民一人ひとりの主体的な学習活動により、「心豊かな自分づくり」を行い、そのために必要な学習活動を進めることが、将来の長沼づくりへと発展するものとした。

以上が第1期長沼町生涯学習推進計画の「基本構想」とした。計画の特徴としては、生涯学習の主体者は町民一人ひとりであり、町民のあらゆる学習活動を行政が支援することを明らかにしたことである。また、学習活動の領域を家庭教育、学校教育、社会教育を横断的に捉え、町民の要望に即した学習活動を支援していくものとした。さらに、従来の社会教育計画では樹立できなかった職業訓練、企業内の教育的な研修などを町民の生涯学習のひとつに位置づけした。つまり、町民の生涯にわたって行われる教育作用や個人的学習から団体・グループなどで行われる学習活動を生涯学習と位置づけた。

Ⅱ 基本計画

基本計画は、前記の基本構想の3重点目標「息いきとした教育をめざして」「はつらつとした学習活動をめざして」「希望をかなえる生涯学習をめざして」を推進するため、重点目標毎に「主要施策」を策定し、その施策を進めるため「具体的方針」を設定した。

第1章 「いきいきとした教育をめざして」

1. 家庭教育の充実

家庭は、子どもが社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付け、人間形成の基礎を培うために重要な役割を担っている。従来、家庭で兄弟姉妹や世代間の交流によって自然になされていた家庭の教育が核家族化や少子化などにより失われがちである。このような状況のもとで、一部には放任、過保護、過干渉や学歴のみを優先するという偏った親の教育態度がみられるなど、子どもを取り巻く家庭環境が変化してきている。これらにより子どもたちの基本的な生活習慣やしつけの欠如、社会生活への不適応といったさまざまな問題が生まれている。このような課題の解決にあたっては、親としての責任を自覚し、自らが学び、家庭の教育力を高めることが必要である。

以下、紙面の関係上、具体的方針の項目のみとさせていただく。

具体的方針1 「家庭の教育力の向上」

具体的方針2 「社会的支援体制の充実」

2. 学校教育の充実

幼児期から青年期にかけては、生涯において最も著しく心身が発達、変化する時期であり、豊かな可能性を秘めている時期である。家庭や地域と密接に連携しながら、子どもの成長過程に応じた心身ともに豊かな発達を促し、生涯にわたって自己形成を進めるための意欲と能力を育て、社会人として自立していくことを目指す教育機能として学校教育は極めて重要な役割を担っている。これからの学校教育では、心身の調和のとれた発達を促し、生涯にわたる学習の基礎を培うために、一人ひとりの個性を大切にしながら、基礎的な学力や基本的な生活習慣を身に付け、文化・伝統の継承を図りながら、創造的な自己教育力の育成などが求められている。また、人間形成を図っていくためには、日常生活や社会との関わりの中で社会奉仕体験活動や自然体験活動などをとり入れる。さらに、学校では、教育機関としての施設機能及び教職員の人材を生かし地域における身近な生涯学習機関としての役割を担い広く地域の人々の生涯学習活動を支援していくことも求められている。

具体的方針1 「幼児教育の充実」

具体的方針2 「小・中学校教育の充実」

具体的方針3 「高等学校教育との連携」

具体的方針4 「特殊教育の充実」

具体的方針5 「高等教育機関との連携」

具体的方針6 「専修学校、各種学校教育との連携」

3. 社会教育の充実

社会教育は、町民相互の活動により自己の生きがいを高めるための学習であり、青少年、成人、高齢者教育として推進されている。社会の著しい変化によって生じるさまざまな生活上の課題に対処していくため、社会教育の充実を図ることがますます重要となっている。長沼町では地域性を生かした活発な社会教育活動が展開されているが、今後も町民の生涯学習への関心や意欲の一層の高まりに応えるため、いきいきと学び、心の豊かさをもたらす地域づくりをめざした社会教育を推進していく必要がある。また、青少年がゆとりや夢を持って過ごすことのできる環境づくりを進めることや女性の就労人口の増大に伴う新たな学習課題に適切に対応できる施策の充実を図ることが大切である。また、今後の社会教育行政においては①生涯各期の学習機会の拡充を図る、②家庭や地域の教育機能の活性化を図る、③社会教育施設の整備を検討し、学習活動に関する機会と場の提供や指導者の養成、学習情報の提供や相談など施設の機能の整備充実を図る、④学習ニーズに対応できるよう各種メディアの効果的な活用を図る。という4項目を各領域の共通課題とした。

具体的方針1 「青少年教育の充実」

具体的方針2 「成人教育の充実」

具体的方針3 「高齢者教育の充実」

4. 企業内教育の振興

人生において、最も長い期間を占める職場（職業）生活において、企業内教育の持つ意義は大きく重要な課題である。しかし、今までの社会教育や生涯学習推進の中では、具体的な施策を打ち出すことができなかつたといえる。したがって今後は、企業内での教育も生涯学習の観点からとらえ、勤労者の生きがいづくりを企業や行政が連携して進めることが重要である。企業では、日常業務や各種研修を通じて、勤労者の職業能力を高め、家庭人、社会人として豊かな教養を身に付けていく取り組みを進めなければならない。また、勤労者の学習活動の充実のために、リカレント休暇、ボランティア休暇の導入など勤労者が生涯学習活動に取り組むことができる条件や環境づくりを推進する。

具体的方針1 「新しい知識・技術への対応」

具体的方針2 「学習者への支援」

5. 職業訓練、職業教育の充実

人々が職業に関する技能、技術を身につけ、希望にそつた職業につくことができるよう、技術専門学校や職業高校などにおいて、さまざまな訓練や教育が行われている。今後は、技術革新や情報化の進展などに柔軟に対応できるよう、民間における教育訓練機関との連携を図り、勤労者が職業生活の過程における必要な時期に、能力開発を行うことができる体制整備が必要である。また、社会の変化に対応できる人材を育成するため、学校などにおける職業教育を充実していくことが望まれる。

具体的方針1 「職業能力開発の推進」

具体的方針2 「職業教育の推進」

6. 団体活動と民間教育事業の振興

民間団体では、人々の学習ニーズに応えながら、それぞれの目的に応じた活発な学習活動を展開している。今後ともこれらの団体が活発に活動していくことにより、町民の多種多様な学習機会への参加が可能になる。また、各種団体や民間教育事業者が行っている各種の芸術、文化、スポーツなどの事業は、町民の生涯学習活動を支援していく上で重要な役割を果たしている。本町では、社会教育関係団体、福祉団体、産業経済団体などによる教育文化、福祉、産業、イベントなどのさまざまな事業が行われている。特に最近では、全町的規模の組織に加盟している団体や小グループ及び実行委員会などによる各種の事業が行われ、多くの町民が参加している。また、町内にはNPO法人格を取得した団体はないが今後は団体活動の促進のためNPO活動を積極的に奨励する。

具体的方針1 「団体活動の振興」

具体的方針2 「民間教育事業の振興」

第2章「はつらつとした学習活動をめざして」

1. 自然とのふれあい活動の推進

激しく変化する現代社会は、数々の歪みを生み、人々の生活や職業上及び人間関係などにさまざまな課題をもたらし、地域社会の連帯感の欠如やストレスに起因する健康障害など町民の日常生活に影響を及ぼしている。このような中で子ども達は、塾や習いごとを追われ、生活体験や自然体験の機会が減少している。今後は、豊かな自然に親しむことで命の大切さや自然環境の重要性などを学び、さらには、スポーツやレクリエーション活動を通して、人とふれあう機会や仲間との友情を育み、たくましい身体や気力、困難に耐えていく心を養うことが必要になっている。そのため、本町の豊かな自然や施設の活用を推進する。

具体的方針 「野外活動の推進」

2. 健康づくり、スポーツ活動の推進

人々が幸せで充実した生活を営むためには、心身の健康が重要である。急激な社会変化に伴い、ストレスや運動不足、食生活の変化などにより健康への不安が増加し、健康や体力の維持増進に関する知識が必要不可欠である。このため、乳幼児から高齢者まで、各時期に応じた健康づくりを生涯学習の重要項目と位置づけ計画的に推進する。

近年、スポーツに対する関心やニーズの高まりに対して、スポーツに参加する機会の拡充や指導者の養成・確保と施設整備などが課題となっている。したがって、町民が生涯にわたってさまざまなスポーツに親しみ、心身ともに健康で活力ある生活ができるよう、町民皆スポーツを推進するため総合スポーツ振興計画を策定する。

具体的方針1 「総合的な健康づくりの推進」

具体的方針2 「多様な生涯スポーツの推進」

3. 芸術芸能文化活動の推進

町内では、町民の自主的な芸術芸能活動が大変活発である。また、高い水準の芸術文化を鑑賞する鑑賞活動なども行われている。芸術文化活動は、町民の豊かな情操を養うとともに、地域の歴史や文化を再確認するとともに地域文化をつくりあげる原動力となることが期待されている。

本町の郷土芸能は、「長沼町勇獅子」が無形文化財として指定され、長沼町の開基100年を記念して創作された「長沼百年太鼓」と北長沼地区の「長沼町田植歌踊り」があり、それぞれの郷土芸能保存会として活動している。伝統文化は、人々の生活に潤いを与え、新たな文化をつくり出すための土壌となるものであり、これを保存・伝承していくことが重要である。

具体的方針1 「芸術文化活動のための条件整備」

具体的方針2 「伝統文化の保存、活用、継承」

4. 国内外の交流事業の推進

現代社会は、国際的な動きに左右される社会ともいえる。世界の中の日本としての役割が問われ、国際人としての知識や教養を習得するためにも生涯学習活動が必要となっている。さらに、政治、経済、文化など、あらゆる分野において国際的判断が求められるようになり、価値観や歴史、宗教などの違いを尊重しあい世界平和に貢献することが望まれている。本町では中学生を対象に海外派遣事業、成人を対象に未来をひらく人づくり事業を実施しているが、今後も世界的視野に立った国際交流事業を進めていく必要がある。また、本町では、昭和48年に岩手県水沢市と姉妹都市を締結し、平成9年には福島県長沼町と友好親善都市を締結し両市町との交流が行われている。

具体的方針 「国内外の交流事業の推進」

5. ボランティア活動の推進

今日、自由時間の増大や経済的な豊かさの中で、精神的な充実感や生きがいを求め、これまで培った知識や技術、技能を進んで社会に提供したいと考える人が増加している。生涯学習活動としてのボランティア活動は、生活の場である地域を活動拠点として、人々の交流やコミュニティづくりを進め、人々の生きがいや自己実現の場となっている。したがって今後も社会参加事業の一環としてのボランティア活動を積極的に奨励する。

具体的方針 「ボランティア活動の推進」

6. 生涯学習による地域づくり

人口の流動化、過疎化、高齢化などの社会環境の急激な変化により、地域内の人々の連帯意識が希薄化し地域社会の活力が低下するなど、コミュニティ機能が低下している。このような中で、地域特性や住民の持っている可能性を住民自身で開発し、住みよい地域づくりへと発展させることが重要である。そのためには、地域の魅力を掘り起こし、自らの知恵と工夫によって地域活動の活性化を図る。また、地域全体で生涯学習に取り組む気運を高め、住民が共に学

び合える生涯学習のまちづくりを進める。

- 具体的方針 1 「地域コミュニティの充実」
- 具体的方針 2 「福祉に関する学習活動の推進」
- 具体的方針 3 「安全に関する学習活動の推進」
- 具体的方針 4 「環境に関する学習活動の推進」
- 具体的方針 5 「消費生活に関する学習活動の推進」

第3章 「希望をかなえる生涯学習をめざして」

1. 学習情報の提供

町民の生涯学習活動を支援するために、さまざまな学習機会や学習方法などに関する情報を的確に提供できる基盤整備が必要である。役場企画振興課では「町広報誌」を毎月1回、生涯学習推進本部（教委社会教育課事務局）が「生涯学習だより」を平成2年から隔月で年6回発行している。図書館では「図書館だより」、町防犯協会、青少年センターなどで随時、機関誌やたよりを発行している。さらに、町内の全戸に設置されている広報無線を活用し各種大会や講座、学級などの学習情報を提供している。しかし、これらの情報誌は、お知らせや行事の報告的な内容が多くなりがちであるため、学習活動を促すような内容にしていくことが課題となっている。今後は、町民の学習ニーズを的確に把握し、学習に必要な情報を敏速に提供できるよう、情報の収集と情報提供の体制整備に努める。

具体的方針 「学習情報の提供と情報のデータベース化」

2. 学習相談体制の確立

学習相談は、人と人を結びつけ、学習活動の意欲を喚起する機会となり学習活動を推進するために重要な役割を果たしている。現在、町民からの学習相談に対しては、教育委員会の指導主事、社会教育主事、社会教育指導員、図書館司書及び保健師や関係機関の専門的職員などがそれぞれの分野で担当している。年々、多様化する学習相談に対応するため、専門的知識や幅広い知識を身につけた相談員が求められているため、計画的な相談員の養成が望まれる。さらに、学習者が求める情報や学習方法、手段などを的確に指導できる専門的な相談窓口の設置と整備に努め、また、学習情報の収集のため、学校や社会教育施設、社会教育関係団体、経済団体、福祉団体などとも積極的に連携し、多様な学習相談に対応することが必要である。

具体的方針 「学習相談員の養成と相談窓口の設置」

3. 指導者の充実

町民のさまざまな学習活動を支援するためには、多様な学習ニーズに対応できる指導体制の整備が不可欠である。これからの生涯学習の推進にあたっては、学校教員や行政職員はもとより社会教育関係団体の指導者、民間企業の指導的立場の人も生涯学習指導者として位置づけなければならない。社会教育行政に社会教育主事、図書館司書、社会教育指導員、学校教育に指導主事、幼稚園、小・中・高校の教職員と一般行政には、保健師、栄養士、作業療法士など

の専門職員が配置されている。また、社会教育関係団体や郷土芸能団体、さらには、地域の歴史や生活文化における優れた知識や技能を持つ人を生涯学習指導者として位置づけしなければならない。複雑多岐にわたる町民の学習活動を支援するため、教育的立場の指導者、社会教育関係団体などで学習活動を指導している指導者の養成事業を進める。

具体的方針 「指導者の確保と養成発掘事業の推進」

4. 生涯学習施設の整備充実

生涯学習の推進を図るため、施設整備は欠かすことのできない重要な課題である。本町には、社会教育施設として図書館（1993年7月建設）、スポーツセンター（1978年建設）、運動広場、青少年会館、スキー場などと学校教育施設としては、町立小学校5校、中学校3校、道立高校1校がある。また、公民館類似施設として町民会館及び行政区には地区会館や集会所などが整備されている。このほか、観光、レジャー、野外施設が年次計画で整備され、町内外からも多く利用され観光客入込者が20万人を超えている。今後は、町民の学習活動をより活発にするため、既存の社会教育施設、学校及び福祉施設、観光・レジャー施設などの機能を最大限に活用するとともに、施設間相互の有機的連携が必要である。また、各地区に設置されている地区会館を地域の生涯学習活動の拠点施設としての機能を持たせるため、計画的な施設整備に取り組む必要がある。

具体的方針1 「生涯学習関連施設の整備充実」

具体的方針2 「スポーツセンターの整備充実」

具体的方針3 「図書館の整備充実」

具体的方針4 「学校給食センターの整備充実」

5. 学習成果の評価と活用場の確保

生涯学習は、個人の自発的な意思により生活の向上や職業上の能力開発など自己の充実を目指して行うものである。また、学んだ成果の発表、他者への教育サービスなどに生かし社会に貢献したいと考える人も増えている。学習の成果を地域の活性化やボランティア活動に生かすことは、学習者にとっても新たな喜びであり、生きがいや励みとなる。これらのことから、学習者の成果を認め合う社会づくりや学んだことが評価される社会を目指さなければならない。

具体的方針 「学習の成果を認めあう社会づくり」

6. 長沼町における生涯学習推進体制

本町では、教育と福祉を連動した福祉文化村構想が樹立され、年次計画により逐次整備事業に取り組んでいる。特に、福祉と医療及び健康づくりを総合的に推進するため、心身ともに健康的で「人生100年」を目指した福祉行政に取り組んでいる。また、福祉健康づくりの拠点施設として、平成12年度に総合保健福祉センター「りふれ」を建設し町民の福祉向上に努めている。また、本町では、町民一人ひとりが心身ともに健康的で生きがいのある人生を築くための実践活動を支援していくため、行政内部の関係課の連携に努めるとともに町内の関係機関や団体、グループなどと連携し町民の学習活動を積極的に支援する。

具体的方針 「生涯学習推進体制の整備」

おわりに

以上、第1期長沼町生涯学習推進計画の概要であるが、この推進計画は社会教育実践の蓄積から生み出された計画とも言える。また、広範な町民の日常生活全般にかかる課題解決のための学習活動を社会教育行政で対応するには限界があり、行政全体で取り組まなければならない状況に至った結果から策定された推進計画とも言える。

1980年代から取り組んできた社会教育の女性学級で学んだ農業女性たちが農家の利点を活かし漬物の製造販売許可を取得し、現在では安心安全な長沼農業を代表する手作り漬物グループとして活躍したり未来をひらく人づくり研修事業で学んだ花卉栽培技術を基に日本一のトルコキキョウを生産する農業者も誕生している。また、社会教育講座の受講者が中心となり生涯学習ボランティアグループ「マオイネットワーク広場」を組織し、長沼の農村景観カレンダーづくりを実践している。さらに、全町的な活動では、町内の国道、道々、町道の植樹帯に花壇をつくり、花によるまちづくりを実践するなど町民のボランティア活動が盛んに行われようになってきている。また、行政内部においても変化を示している。例えば従来までの健康づくり事業などは、福祉課では保健衛生、検診、予防などの事業を行い、住民課では国保医療に関する健康づくり事業を行い、教育委員会ではスポーツ教室の事業をそれぞれの立場で進められていた。しかし、この生涯学習推進計画が策定されたことにより、行政内部の連携した健康づくり事業を展開するようになってきた。併せて、町長部局と教育委員会の連携や関係機関との連携なども以前から比較しても多くなってきている。

最後に、第一期生涯学習推進計画の特徴として学校教育も生涯学習の一分野としたこと、企業内教育や職業訓練及び民間団体などで行われているあらゆる教育的活動を生涯学習活動に位置づけたことがあげられる。さらに、町民の主体的な文化・スポーツ活動、自然とのふれあい、国際交流、ボランティア活動、福祉・安全・環境・消費生活などの地域づくり活動及び町民の命や暮らしに関する日常生活全般に係る学習も生涯学習活動と位置づけた。そして、情報提供、学習相談、指導者養成、施設整備や学習したことが認められるような長沼づくりを総合行政として積極的に推進することを明らかにした。

長沼町の生涯学習の推進にあたっては、まだ多くの課題を抱え乗り越えなければならないことがあるが、町民の主体的学習活動を基本としながら、町民と行政の協働作業として取り組んでいかなければならない。町内で行われている教育活動と学習活動を支援し、町民一人ひとりの豊かな日常生活や自己実現を図り、結果的には、いきいきとした長沼づくりへと発展することを期待したい。

このように町民の教育的事業や学習的事業を行政として積極的に支援しようとする生涯学習推進計画は、今後の長沼づくりの根幹となるものともいえる。「まちづくりは人づくりから」を目標にしてきた長沼の新たなまちづくりの一手法として報告する。

参考文献

- 1) 北海道大学高等教育機能開発総合センター生涯学習計画研究部発行「地域と大学」
- 2) 生涯学習まちづくり指定事業報告書 1990 北海道長沼町教育委員会
- 3) 第一期長沼町生涯学習推進計画書 2002 北海道長沼町
- 4) 北海道大学高等教育機能開発総合センター生涯学習計画研究部発行「生涯学習研究年報」
NO 7 (2000年3月) 及びNO 8 (2001年3月)
- 5) 北海道大学高等教育機能開発総合センター生涯学習計画研究部「札幌市における市民カレッジ」